

卒業に関する取扱い

(大原保育医療福祉専門学校福岡校)

本校は、各課程・学科の修業年限に在籍し下記に定める授業時間数以上を履修し、かつ、その該当する所定の授業科目について合格に達して卒業資格を得た者には、卒業証書を授与する。

(卒業に必要な授業時間数)

医療管理2年制学科は1,860時間

医療福祉専攻科は930時間

保育福祉学科は1,710時間

介護福祉学科は2,044時間

日本語1年制学科は800時間

(称号の授与)

卒業を認められる者のうち、文部科学大臣が認める所定の学科(1年制コースを除く)を修了した者は、「専門士」の称号を授与する。また、4年制の課程を修了した者は、「高度専門士」の称号を授与する。また、関係法令に基づき、本校が定める授業科目を履修して、本校の教育・社会福祉専門課程保育福祉学科を卒業する者は保育士の資格(児童福祉法第18条の6)を取得することができる。

(追試験等)

各課程・学科に定められた授業科目や検定試験等で一定の基準を満たしていない者は追試験等を合格しなければ卒業できない。

(保育福祉学科・介護福祉学科修了規定)

養成施設の修了認定基準

次に掲げる3項目に基づき、校長がこれを認定する。

- 1 履修時間の出席率が基準を満たしている者
授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2を満たす者
実習の出席時間数が履修時間数の5分の4を満たす者
- 2 授業科目ごとの学業成績で合格を修めた者
- 3 実習先施設で実習要件を満たしたと評価された者